

移動等円滑化取組計画書

2026年 6月16日

住 所 東京都立川市高松町2丁目27番27号
事業者名 立川バス株式会社
代表者名 代表取締役 鈴木 智

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
当社が保有する一般路線バスにおいては、2025年度末時点のノンステップバスの導入率は96.3%となっており、今後も車両の更新についてはノンステップバスおよび環境にも考慮した電気バス（フルフラットバス）の導入を推進していく。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
地域の高齢者・障碍をお持ちのお客様が安心してバスをご利用いただけるよう全運転士に対し社内の作業基準・マニュアルに基づき教育を継続していく。また、当社の運輸安全マネジメントについても引き続きホームページ上で公表し、社内教育の取組について情報提供を図っていく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	老朽化したノンステップバス16両を更新する。(2026年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備の維持管理	お客さまに円滑に乗り降りしていただけるよう、車両の定期点検時にはスロープ板や車椅子固定装置などが正常に作動するか、適切に点検・整備を実施する。(2026年度)
運転士教育	運転士の入社時研修において、実車を用いた車椅子の取扱い教育(スロープの使い方、乗降介助、車内固定方法)を継続して実施する。(2026年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降の介助・支援	全運転士に配布済みの「運転士・業務マニュアル」を活用した営業所教育を徹底し、車椅子を利用されるお客様の乗降時の対応力を強化する。あわせて、バス車両に配備している筆談具を一新し、バリアフリー対応のさらなる向上を図る。(2026年度)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内での情報提供	車内放送や運賃表示器を有効活用し、行先や次の停留所名を分かりやすく案内する。あわせて、運賃表示器のテロップで注意喚起を行い、車内での転倒事故防止に努める。(2026年度)
路線案内図の配布	インターネットでの情報検索が難しい高齢者のお客様にも、安心してバスをご利用いただけるよう、路線や駅前の乗り場、乗車方法を分かりやすくまとめた「路線案内図」を配布する。(2026年度 3,000部作製)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
-----	------------------------------

運転士の技術向上	①運転士の初任教育において教習用バスを活用し、安全の基本となる制動・かじ取り操作等の教育を実施する。その際、車両搭載のGセンサーを有効活用することで、車内転倒事故の防止に役立てていく。 ②全運転士を対象とした小集団教育を隔月で実施し、実車を活用した教育を定着させる。あわせて、事故惹起者に対しては、自身のドライブレコーダー映像を教育者と閲覧・分析させ、安全運転技術の向上を図る。（２０２６年度）
----------	---

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内機器、掲示物等による啓発	高齢者や障害者等を含むすべてのお客様に対し、車内放送、運賃表示器、掲示物等を活用した注意喚起などの啓発活動を継続して実施する。（２０２６年度）

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

メールや電話で寄せられるお客様等からのご意見・ご要望を社内で共有し、取組・改善に活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

インターネット利用（ホームページに掲載）

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注１ Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。